

再エネ・省エネ設備導入補助金に併せて 活用が考えられる地方財政措置

再エネ・省エネ設備を導入する際には、補助金に併せて、地方負担分については地域活性化事業債や過疎対策事業債の活用が考えられる。

		地域活性化事業債	過疎対策事業債
地方債充当率		90%	100%
交付税措置		元利償還金の30%を普通交付税の基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入
<再エネ> 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	1号 4号 5号	○ 分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコージェネレーション等）を活用した施設の整備事業	○ 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するもの （過疎市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に限る）
<省エネ> 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	2号	一部○ 高効率照明機器の整備事業	×

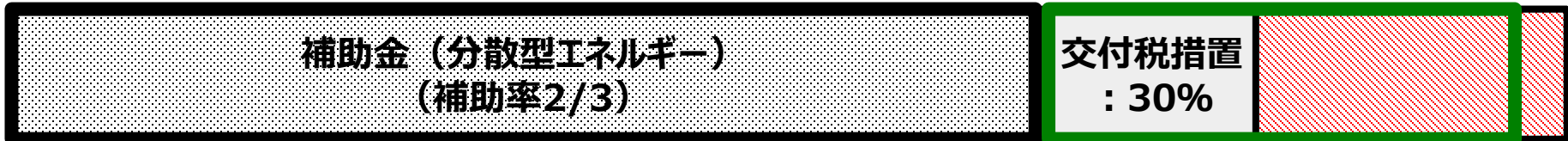
個別設備ごとの地方債の扱い等の詳細について、各自治体の財政部局にもご相談の上検討下さい。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（ハード部分） 地方財政措置（地域活性化事業債）の活用例

ハード事業（1、4、5号事業）は、「分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備事業」として、**地域活性化事業債**（地方債充当率：90%、交付税措置：元利償還金の30%）の活用が考えられる。

- 政令指定都市・特別区以外の市町村（1号（太陽光発電以外）、5号）
- 本土と系統連系されていない離島（4号）

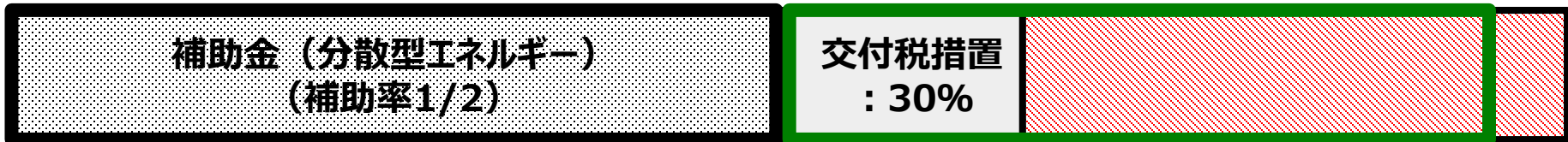
充当率：90%



実質的な地方負担：約24%

- 都道府県、政令指定都市・特別区（1号（太陽光発電・陸上風力発電・地熱発電（ハイリ-方式除く）以外）、5号）

充当率：90%



実質的な地方負担：約37%

- 1号（太陽光発電）

- 都道府県、政令指定都市・特別区（1号（陸上風力発電・地熱発電（ハイリ-方式除く）））

充当率：90%



実質的な地方負担：約49%

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（ハード部分） 地方財政措置（過疎対策事業債）の活用例

ハード事業（1、4、5号事業）は、過疎市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う「太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するもの（電気事業及びガス事業を行う公営企業に係るものを除く。）」の整備については、過疎対策事業債（地方債充当率：100%、交付税措置：元利償還金の70%）の活用が考えられる。

- 政令指定都市・特別区以外の市町村（1号（太陽光発電以外）、5号）
- 本土と系統連系されていない離島（4号）

充当率：100%

補助金（自然エネルギー）
（補助率2/3）

交付税措置
：70%

実質的な地方負担：約10%

- 政令指定都市（1号（太陽光発電・陸上風力発電・地熱発電（バイリ-方式除く）以外）、5号）

充当率：100%

補助金（自然エネルギー）
（補助率1/2）

交付税措置
：70%

実質的な地方負担：約15%

- 1号（太陽光発電）

- 政令指定都市（1号（陸上風力発電・地熱発電（バイリ-方式除く）））

充当率：100%

補助金（自然エネルギー）
（補助率1/3）

交付税措置
：70%

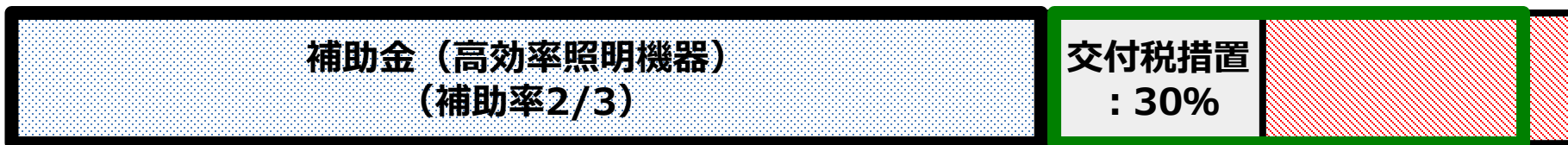
実質的な地方負担：約20%

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（ハード部分） 地方財政措置（地域活性化事業債）の活用例

2号事業（事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業）は、その一部（高効率照明機器の整備事業）に限り、地域活性化事業債（地方債充当率：90%、交付税措置：元利償還金の30%）の活用が考えられる。

■ 政令指定都市以外の市区町村（財政力指数が全国平均未満）

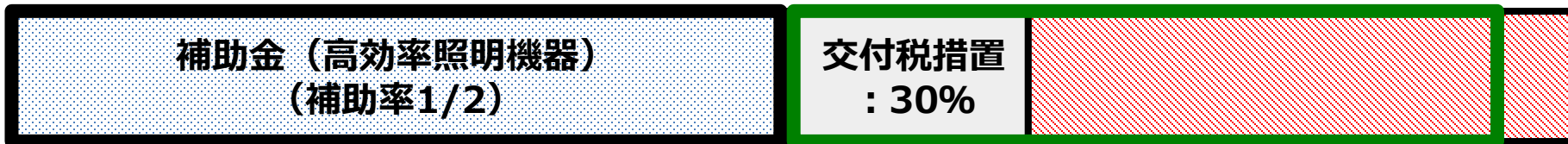
充当率：90%



実質的な地方負担：約24%

■ 政令指定都市以外の市区町村（財政力指数が全国平均以上）

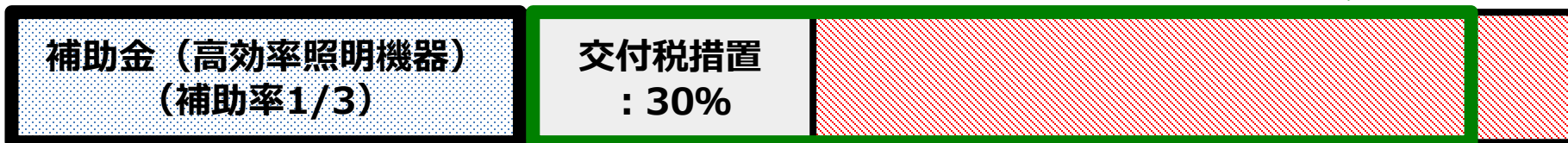
充当率：90%



実質的な地方負担：約37%

■ 都道府県・政令指定都市

充当率：90%



実質的な地方負担：約49%

留意点

- イニシャルコストに対する財政支援については、「補助金の対象か」と「補助率」に加えて、「地方債を充当できるか」と「交付税措置」にも着目して検討する。
- さらに、事業のイニシャルコストのみならずランニングコストまで含め、ライフサイクルコスト全体を見通した財政負担を事前に十分検討し、「身の丈に合った」事業計画とする。
- 事業のライフサイクルコスト全体の検討・判断に当たっては、各自治体の財政部局と十分協議・調整する。
- なお、個別設備ごとの地方債の扱い等の詳細について、各自治体の財政部局にも相談の上検討する。